

土 建 第 243 号

令和2年5月29日

一般社団法人沖縄県建築士事務所協会
一般社団法人沖縄県設備設計事務所協会
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会 殿

沖縄県土木建築部長

新型コロナウイルス対策による定期報告制度の取扱いについて

沖縄県内の新型コロナウイルス感染症の影響により、所定の期限までの報告や調査等の実施が困難である現状を考慮し、建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告の報告期限を下記の通り、取り扱うこととしますので貴協会におかれましても、柔軟なご対応・ご協力お願いいたします。

記

1. 提出期限について

令和2年度内に報告が必要な全ての建築物、建築設備、防火設備、昇降機及び遊戯施設の報告について、報告期限を令和2年度末までとします。

2. 提出方法について

各協会への提出について、対面による対応を極力減らすため、原則、郵送による提出とすることとします。

以上

上記に伴い、窓口へ来る場合の方法・副本返却方法等の情報など、必要に応じてホームページへの掲載及び関係機関への周知にご協力お願いいたします。

沖縄県建築指導課 担当： 新里 TEL:098-866-2413 FAX:098-866-3557 Email: shnztoka@pref.okinawa.lg.jp
--